湊山公園樹木のオーナー募集要領

1 趣旨

この要領は、米子市公園施設オーナー認定制度実施要綱(平成21年2月2日施行。以下「要綱」という。)により、湊山公園に植樹する樹木のオーナーの募集(以下「オーナー募集」という。)に関し、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 募集内容

オーナー募集の内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 募集樹木 ソメイヨシノ (H=3.5 m C=0.15 m W=1.2 m)
- (2) 募集本数 15本 お一人様及び1団体様1本
- (3) 植樹場所 湊山公園
- (4) 植樹費用 1本当たり3万1千円

3 銘板

要綱第7条の規定により設置する銘板に記載する文字の数は、次に定めるとおりとする。

- (1) オーナーの氏名 20字以内
- (2) メッセージ 40字以内

3 募集の終了

寄附の申込みを受けた樹木が2の(2)に定める募集本数に達したと きは、オーナー募集を終了する。

4 樹木の植樹

寄附を受けた樹木の植樹は、鳥取県造園建設業協会西部支部(以下「協会」という。)が行う。

5 申込方法

- (1) 2の規定により樹木を寄附し、オーナーの認定を受けようとする者は、米子市公有財産規則(平成17年米子市規則第42号)第9条第6号の寄附申込書及び要綱第4条の米子市公園施設オーナー認定申請書を市長に提出しなければならない。
- (2) 要綱第5条の規定により樹木のオーナーとして認定したときは、 当該認定した者(以下「オーナー」という。)の住所、氏名、樹木

の本数及び銘板に記載するメッセージの内容を協会に通知するものとする。

6 費用の納入

- (1) オーナーは、2の(4)に定める植樹費用を、協会に納入するものとする。
- (2) (1)の納入は、協会が指定する口座に振り込む方法により行うものとする。

7 植樹の施行

- (1) 協会は、6の規定による植樹費用の納入を確認した後、植樹の方法、時期等について市長と協議の上、植樹を行うものとする。
- (2) 協会は、植樹が完了したときは、市長に対し、その旨を報告する ものとする。
- (3) 市長は、(2)の報告を受けたときは、オーナーに対し、植樹が完了した旨を通知するものとする。(電話にて連絡いたします)

樹木のオーナー募集手続きの流れ

